

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 3 3 号

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

川越市行政財産の使用料に関する条例（平成４年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第２ 昼間の部使用時間が３０分を超え１時間以内の場合の項中「４００円」を「６００円」に改め、同部使用時間が１時間を超える場合の項中「１００円」を「１５０円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。